

静岡市自治会連合会表彰慶弔規程

(趣旨)

第1条 静岡市自治会連合会（以下「本会」という。）の表彰及び慶弔については、この規程の定めるところによる。

(表彰)

第2条 表彰は、静岡市自治会連合会規約（以下「規約」という。）第5条に規定する役員（以下「役員」という。）として5年以上在任し、功績顕著な者に対し行う。

2 表彰は、前項に該当する者が役員を退いたときに行う。

(慶事)

第3条 本会は、国から功労者として叙勲又は褒章を受けた者に対し祝詞又は祝品を贈呈することができる。

(見舞)

第4条 本会は、療養のため2週間以上引き続き入院した役員に対し見舞金を贈呈する。

(弔意)

第5条 本会は、次に掲げる弔意を行う。

- (1) 役員及びその配偶者が死亡した場合
- (2) 顧問又は相談役が死亡した場合
- (3) その他会長が必要と認めた場合

(金品の額等)

第6条 第3条から前条までに規定する祝詞、祝品、見舞金、弔意の内容は、本人の経歴、功績等を勘案して会長が定める。

(役員以外の者の表彰等)

第7条 役員以外の者で、特に本会に対して顕著な功績があり、常任理事会において承認された者の表彰、慶弔については、この規程を準用する。

(申請手続)

第8条 各区自治会連合会会長は、第3条から第5条まで及び前条の規定に該当すると認められる者があるときは、速やかに本会に申請するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本規程の施行前の旧静岡市自治会連合会及び葵区自治会連合会及び駿河区自治会連合会並びに清水区自治会連合会の役員としての在任期間については、本規程第2条に定める役員の在任期間とみなす。